

栄町文化財サポーター活動支援事業実施要項

平成24年10月 1日策定

目 的

町民の共有財産である郷土の資史料や文化財及び伝統文化等を良好な状態で守り、活用し、将来にわたって継承する活動は、町民と行政との協働により効果的に進めることができる。そのため、文化財サポーター講座の修了者等を栄町文化財サポーター（以下、「サポーター等」という。）として登録し、活動機会や情報などを提供するとともに、サポーター等が行う各種活動を支援することにより、文化財の保全・活用及び文化財保護思想の普及を図る。

事業主体

栄町教育委員会（主管課：文化財担当課）

事業対象者

文化財の保全・活用に関心のある方で、栄町文化財サポーターとして登録した個人及び団体

事業の内容

- (1) サポーター等が各種活動を実践する上で必要な知識や技能を習得する機会を提供するため、必要に応じて講習会または研修会等を開催する。
- (2) サポーター等が行う以下の活動等を支援し、必要に応じ助言等を与える。
 - ①本町の文化財の保全・活用上必要と認められる活動
 - ②本町の施策上、文化財の保全・活用に有益と認められる活動
- (3) 栄町教育委員会が行う各種文化財保全・活用事業について、必要に応じてサポーター等と協働活動を実施する。
- (4) サポーター等相互の情報交換及び交流の場を設ける。
- (5) 町または他機関が行う文化財関係行事等の情報をサポーター等に提供する。
- (6) サポーター登録者に対して「栄町文化財サポーター登録証」を交付する。
- (7) その他、サポーター等を支援する上で必要と認められる事業を行う。

登録方法

「栄町文化財サポーター登録カード」を栄町教育委員会に提出する。

登録期間は1年間（4月1日から翌年3月31日）とする。

※ただし、平成24年度は要項策定後から平成25年3月31日までとする。